

## 納付書に関するご注意

1 地方税法第 701 条の 32 並びに尼崎市市税条例第 97 条の規定により事業所税の納税義務のある方は、この納付書によって納付してください。

2 納期限

○事業所税 { 法人 事業年度終了の日から 2 月以内  
                  { 個人 3 月 1 5 日まで

3 取扱金融機関等（次のところで納めてください。）

銀行	三井住友・三菱UFJ・りそな・みずほ・京都池田泉州・南都・但馬・山陰合同・阿波四国・みなと・徳島大正・関西みらい	全国の本店支店
信用金庫	尼崎・大阪・北おおさか・播州・大阪シティ	
金庫	近畿労働	
信用組合	近畿産業・兵庫県医療・兵庫県・兵庫ひまわり	
農業協同組合	兵庫六甲	
ゆうちょ銀行・郵便局	近畿 2 府 4 県にあるゆうちょ銀行・郵便局 (納期限を過ぎますとお取扱いたしません。)	
尼崎市役所：本庁・サービスセンター 月～金（土、日、祝、年末年始除く）9：00～17：30		

（令和 5 年 4 月 1 日現在、取扱金融機関は変更されることがあります。）

4 納税が納期限に遅れると納期限の翌日から納付されるまでの期間に応じ、税額に地方税法に定める割合を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付していただくこととなります。

5 督促状を発したときは、上記の延滞金のほかに督促手数料 90 円を加算して納付してください。

6 領収書は、必ず 7 年間保管してください。

7 納税証明書の交付を請求される時は、領収証書を持参してください。

8 所在地・住所及び名称・氏名を必ず明記してください。